

No.	助成事業名／団体名	助成上限額	助成対象団体・内容	募集期間	備考
2	平成24年 高齢社会助成 日本生命財団 TEL:06(6204)4013 FAX:06(6204)0120	I.実践的研究助成 2年、1件あたり200～250万円程度 II.先駆的事業助成 2年半、1団体あたり700万円以内	I.実践的研究助成 ①高齢社会における地域福祉、まちづくりに関する実践的研究 ②高齢者の自立・自己実現・社会参加等に関する実践的研究 ③認知症高齢者予防からケアまでに関する実践的研究 ④東日本大震災被災地を研究対象フィールドとする上記①から③のいずれかに該当する実践的研究 II.先駆的事業助成 ①高齢社会における地域福祉、まちづくりを目指す地域を基盤とした先駆的事業 ②高齢者の自立・自己実現・社会参加等を推進する地域社会システムづくりの先駆的事業 ③認知症高齢者に関する予防からケアまでの総合的な先駆的事業	I.実践的研究助成 H24.6.15(消印有効) II.先駆的事業助成 H24.5.31(消印有効)	所定の申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付し送付してください。 なお、申込用紙につきましてはホームページよりダウンロードしていただくか、直接財団の方へご請求ください。 直接請求する場合、「I 実践的研究助成、II 先駆的事業助成」は各々、送料140円切手となりますが、両方の場合は200円切手となります。ご請求の際はI、IIいずれのご希望かをご記入していただき、送料分の切手を同封してください。 URL(http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp)
3	第29回(平成24年度) 「老後を豊かにするボランティア活動資金」 みずほ教育福祉財団 TEL:03(3596)4532 FAX:03(3596)3574	1グループにつき10万円を限度とし、申請内容を検討したうえ、決定。 助成グループ数は、全国から計140グループ程度を予定。	<目的> 高齢化社会が急速に進むなか、地域住民・ボランティアによる高齢者のための福祉活動の活発な展開が求められている。地域に根ざした高齢者のためのボランティア活動を奨励するために助成を行う。 <対象団体> 地域社会で高齢者のための活動をすすめている幅広いボランティアグループ(住民参加型在宅福祉サービス団体等を含む)で、次の条件を満たすもの。 ①ボランティア数10～50人程度 ②結成以来の活動実績2年以上の要件を満たすもの。 <助成対象活動> ①地域の活動で内容が先駆的かつ他の範となるもの。 ②今日のニーズに対応した内容で継続性の高いもの。 ③活動の方法に工夫がみられ、他に普及したいもの。 ※以下の団体は助成対象外。 ・本助成を過去3年以内(〇)に受けたことのあるグループ。 ・老人クラブ。 ・社団法人、財団法人、社会福祉法人、NPO法人等の法人格を有する団体。 <活動内容および使途> 在宅および施設等いずれの場所でのボランティア活動であるかは不問。 ボランティア活動に直接使用する用具・機器類の購入に限定(除く材料費)。 (助成を希望するボランティア活動内容) ①高齢者の日所生活を援助するボランティア活動 ②高齢者の生活環境を良くするボランティア活動 ③高齢者のレクリエーション等を豊かにするボランティア活動 ④高齢者と他世代との交流を図るボランティア活動 ※継続したボランティア活動が優先。一般的な運営経費の補填、研修事業に関する経費は対象外	H24.5.31(必着)	所定の申請書に手書きで記入をし、直接送付してください。 ※ただし、都道府県・指定都市社会福祉協議会または市区町村社会福祉協議会の推薦が必要となります。なお、推進の手続きには時間を要する場合がありますため、推進社協には早めに推進依頼をし、遅くとも申込期限の1週間前までに「申請書」を持ちこむこと。 応募要項・申請書につきましてはホームページよりダウンロードできます。 E-mail(FJP36105@nifty.com) HP(http://www.mizuho-ewf.or.jp)
4	第10回(平成24年度) 配食用小型電気自動車寄贈事業 みずほ教育福祉財団 TEL:03(3596)4532 FAX:03(3596)3574	①配食用小型電気自動車を寄贈 ・・・1グループ1台、10グループ程度の見込み。 ②1台の総額110万円を限度とする ・・・車両登録費、ロゴ記載費、荷台改造費を含む。寄贈の車両には「みずほ号」「寄贈(財)みずほ教育福祉財団」「活動グループ名」が表示されます。	高齢化社会が進むなか、お年寄りへの配食サービス活動は声掛けを通じた友愛活動も兼ねており、意義深いものである。そこで、当財団では高齢者向け配食サービスを行っているボランティアグループに対して、配食用小型電気自動車(通称みずほ号)の寄贈を行う。 <対象団体> 以下の条件を満たすもの。 ①原則週1回以上の配食活動を行っているボランティアグループ NPO等非営利団体・法人を含むが、行政等から給配食事業の委託を受けているもの、および社会福祉協議会は対象としない。 ②* 都道府県・政令指定都市の社会福祉協議会または各管内の市区町村社会福祉協議会の推薦を受けたもの。 * 全国老人給食協会の会員で、同協会の推薦を受けたもの。	H24.6.29(必着)	所定の申請書に手書きで記入をし、直接送付してください。 ※ただし、都道府県・指定都市社会福祉協議会または市区町村社会福祉協議会、全国老人給食協会いずれかの推薦が必要となります 推薦団体経由当財団、又は直接当財団へ締切日までに申請書類一式を送付する。 応募要項・申請書につきましてはホームページよりダウンロードできます。 E-mail(FJP36105@nifty.com) HP(http://www.mizuho-ewf.or.jp)
5	公益財団法人太陽生命厚生財団 平成24年度 社会福祉助成事業 公益財団法人太陽生命厚生財団 TEL:03(3272)6268 FAX:03(3272)6268	①事業助成 1件/10万円～50万円 合計2,000万円 (ボランティアグループ等が行う事業へ助成) ※昨年度実施した東日本大震災関連事業の応募先も助成対象に含む。 ※在宅高齢者・在宅障害者等の家族のための福祉活動や文化活動を含む。 ②研究助成 1件/30万～50万 合計300万 (老人保健、生活習慣病または高齢者福祉に関する研究・調査への助成) ※応募者が所属する組織の間接経費、一般管理費(所謂オーバーヘッド)は、助成対象外	①事業助成:ボランティアグループ等が在宅高齢者または在宅障害者等のために福祉活動や文化活動、および復興支援を行うために必要な費用または機器・機材、備品等を整備するための費用に対し助成。 <助成対象>地域福祉活動を目的とするボランティアグループおよびNPO。 ②研究助成:社会福祉法人、その他の法人または民間機関等が実施する老人保健、老人医療、生活習慣病に関する研究または高齢者福祉に関する研究または調査に対し助成。 <助成対象>非営利の民間団体等および個人が対象。	H24.6.末日 (郵送による必着のみ)	所定の申込書に必要事項を記入し、6月末日までに郵便にて送付(必着)。FAXによる送信は不可。 応募申込書、要項はホームページからもダウンロードできます。 アドレス(http://www.taiyolife-zaidan.or.jp/) また郵送をご希望の場合は、応募申込者の団体名、郵便番号、住所、氏名を記載し、平成24年6月18日迄にFAXまたは郵便で請求

No.	助成事業名／団体名	助成上限額	助成対象団体・内容	募集期間	備考
7	平成24年度「地域保健福祉研究助成」「サラリーマン(ウーマン)ボランティア活動助成」ならびに「シニアボランティア活動助成」実施要領 公益財団法人 大同生命厚生事業団 TEL:(06)6477-7101 FAX:(06)6447-7102	①「地域保健福祉研究助成」 総額1,800円以内 1件原則30万円 特に優秀な研究については50万円限度。 ②シニアボランティアと合わせて600万円以内 1件原則10万円 内容が優れている場合は20万円限度。 ③サラリーマン(ウーマン)ボランティアと合わせて600万円以内 1件原則10万円 内容が優れている場合は20万円限度。 ※①直接研究に要する費用とし、パソコンの購入費用、学会参加費用などは助成対象としない。 ※②③直接ボランティア活動に要する費用とし、シンポジウムや講演会開催、グループの事務所家賃、パソコンの購入費用、ボランティアグループのためのセミナー・講習会の開催などの費用は、助成の対象としない	①地域で保健および福祉の活動に従事されている方々の研究を支援することにより、わが国の保健および福祉の向上に寄与を目的 【研究課題】(1)地域保健および福祉に関する研究 (2)在宅・施設の医療、福祉および介護に関する研究 (3)その他住民の健康の増進に役立つ研究 【研究対象】特定地域を対象とした研究とする。 ②サラリーマン(ウーマン)のボランティア活動を支援することによりサラリーマン(ウーマン)のボランティア活動の振興と社会福祉の向上に寄与を目的 【対象活動】(1)高齢者福祉に関するボランティア活動 (2)障害者福祉に関するボランティア活動 (3)子ども(高校生まで)の健全な心を育てる交流ボランティア活動で、内容が先駆性、継続性、発展性があり、効果が予測できるもの(ただし、少年野球・サッカーなどのスポーツ活動や通常の子ども会活動は除く。いずれも目的、計画等が明確な日本国内での無償の活動とする。) ③シニア(年齢60歳以上)のボランティア活動を支援することにより、シニアのボランティア活動の振興と社会福祉の向上に寄与を目的。【対象活動】(1)高齢者福祉に関するボランティア活動 (2)障害者福祉に関するボランティア活動 (3)子ども(高校生まで)の健全な心を育てる交流ボランティア活動で、内容が先駆性、継続性、発展性があり、効果が予測できるもの(ただし、少年野球・サッカーなどのスポーツ活動や通常の子ども会活動は除く。いずれも目的、計画等が明確な日本国内での無償の活動とする)	平成24年4月2日(月)～5月31日(木)必着 (締切日厳守)	当財団所定の申込書に所定事項を記入のうえ送付ください(Eメールでの提出は不可)。申込書はホームページからプリントするか、FAX等で請求ください。 ※応募は必ず「A4サイズ」で送付ください ※いずれの助成にも応募資格等条件がありますので詳しくは、ホームページ「Q&A」をご覧ください。 ※ボランティア活動助成の応募は、グループの場合は別途「グループ名簿」を提出してください(グループの80%以上がサラリーマン(ウーマン)、またはシニア(年齢60歳以上)であることが必要) ※研究助成では「研究部門」と「研究課題」の該当する内容を必ず選択してください。 ※同時に複数の助成に応募することはできません (http://www.daido-life-welfare.or.jp)
8	平成24年度「日揮社会福祉財団事業助成」 財団法人日揮社会福祉財団 TEL:(045)714-3391 FAX:(045)714-3404	①社会福祉活動を支援するための助成 総額6,500,000円の範囲内(●機器の設備費又は購入費 50万円限度 ●事業活動費 30万円限度 ●事業運営経費10万円限度) 以上を30団体目途に助成。 ②社会福祉ボランティア活動を支援するための助成 総額4,000,000円の範囲内(●機器の設備費又は購入費 50万円限度 ●事業活動費 30万円限度 ●事業運営経費10万円限度) 以上を25組織目途に助成。 ③障害者または高齢者等の社会福祉事業団体および社会福祉支援ボランティア組織以外の必要と認められた社会福祉活動団体等への助成。 総額2,000,000円の範囲内(●事業活動費 50万円限度 ●事業運営経費10万円限度) 以上を10団体、組織目途に助成。	①神奈川県内の障害者または高齢者等の福祉事業団体(当事者団体・法人団体・上部団体等に準ずる団体、ならびに地域作業所・授産施設等の諸施設)に対し福祉設備・機器の購入費、事業活動費あるいは事業運営経費の助成。 ②神奈川県内の障害者または高齢者等の福祉支援ボランティア組織(ボランティア組織・ホームヘルプサービス組織など)に対し福祉設備・機器の購入費、事業活動費あるいは事業運営経費の助成。 ③障害者または高齢者等の社会福祉事業団体および社会福祉支援ボランティア組織以外の必要と認められた社会福祉活動(障害者の為の各種行事等)を行っている神奈川県内の団体や組織に対して事業活動費や事業運営費の助成。	平成24年5月1日(火)～5月31日(木)必着	応募希望される団体またはボランティア組織の方は、財団事務局まで申込資料の請求ください。 4月下旬よりFAX(TEL)にて受付 FAXで請求の場合は、郵便番号・住所・氏名・電話番号を明記。 なお、1週間程で資料が届かない場合は、電話にて問合せください。
9	2012年 24時間テレビ35「愛は地球を救う」 「24時間テレビ」チャリティー委員会 TEL 03(6215)3008	1団体(個人)ともに、1車種(1台)限り ※2007年度以降に贈呈を受けている個人・団体は選考外になります。	【寄贈対象】 ・NGVリフト付きバス ・リフト付きバス ・スロープ付き普通自動車 ・スロープ付き軽自動車 →社会福祉法人(社協以外)、社会福祉協議会、地方公共団体、NPO法人、任意団体(非法人)、ボランティア団体、医療法人、学校法人、民法法人(社団、財団)などの営利を目的としない団体に限る。 ・入浴車 →上記団体のうち、介護保険制度の入浴事業認定団体であること。 ・電動車いす ・折り畳み式電動車いす →上記団体ならびに個人 ※車種、仕様等の詳細については、「福祉車両カタログ2012」をご参照ください。	H24.5.18(金)当日消印有効	所定の申込書(団体用は「福祉車両寄贈申込書」、個人用は「電動車いす寄贈申込書」)に必要事項を記入し、郵送または宅配便にて折らずに送付。 個人での申込み:必ず申込書のコピーを一部 添えてください。 団体からの申込み:添付書類を添えてください。 申込に関する詳しい情報は、下記ホームページでも確認できます。 HP(http://www.ntv.co.jp/24h/)
10	2012年度 ドナルド・マクドナルド・ハウス財団 助成事業 公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・ チャリティーズ・ジャパン TEL:03(6911)6068 FAX:03(6911)6198	総額250万円(7月下旬～8月上旬交付)	難病児及びその家族を支援する福祉、医療分野におけるボランティア団体への助成 【申込資格】非営利団体 【使用用途】※下記全てを満たしていることが条件。 ・0歳～21歳までの子どもの健康や福祉を直接改善するプログラム ・多くの子ども達を支援する見込みがあるプログラム ・必要性が高く目的が明確なプログラム ・団体の運営費や管理費(給与や交通費を含む)以外の使用用途	2012年5月1日(火)～6月30日(土)の消印有効	申請用紙を記入の上、財団宛に郵送ください。 結果は申請者宛に7月下旬頃にお知らせします。 募集要項や申請用紙は、ホームページからご覧になれます。 HP(http://www.dmhcj.or.jp/) 成果報告として報告書を作成し2013年3月末までに提出すること。 また報告書は財団が作成する冊子等に掲載することもあります。
11	平成24年度一般助成事業 社会福祉法人 清水基金 TEL:03(3273)3503 FAX:03(3273)3505	①総額は2億2,000万円(予定) ②原則として1法人当りの助成金額は50万円以上、700万円以内 ③原則として申込法人が事業費の30%以上を負担する。 ④助成件数 60～70件程度	【助成対象】 障害児・者福祉の増進を目的として運営されている民間社会福祉法人の結事業。 ※公費による補助、他の助成団体等との重複申込を除く。 ※原則1法人1件(特に機器は1物1件)。開設後1年経過した施設で、過去3年間清水基金から助成を受けていない法人。NPO法人は対象外。 【助成内容】 利用者のために必要な建物(新築、改修、増改築)、車輛・機器等に対し助成。 ※東日本大震災による施設整備復旧事業は引続き優先。 ※自助努力が見られる法人優先。 ※車輛は、老朽化に伴う更新及び10年以内に車輛を助成している法人は優先度低い。 ※建物の改修・増改築は、必ず事前に相談。(屋根塗装等の営繕工事は対象外)	平成24年6月1日～7月31日(必着)	清水基金所定の申込用紙及び添付書類を提出。 ※申込用紙の配布は4月下旬以降、返信用封筒(A4版、宛名記入、140円切手貼付)を同封の上、郵送にて請求するか、直接清水基金で受け取る。 ※用意する添付書類は申込用紙に記載有り。 ※選考方法:語学・小論文テスト(8月) 選考委員による面接(9月) ※助成決定時期 内定:平成24年9月 決定:平成25年1月末 HP(shimizu-kikin@muc.biglobe.ne.jp)

No.	助成事業名／団体名	助成上限額	助成対象団体・内容	募集期間	備考
12	平成24年度海外研修事業 社会福祉法人 清水基金 TEL:03(3273)3503 FAX:03(3273)3505	・人数 6名程度 ・合同研修に関する費用も含む。 ・研修期間:平成25年4月～7月(1ヶ月コースは5月迄) ①Aコース(3ヶ月) 3名以内 一人当り160万円以内(予定) ※アメリカ・シカゴでの2週間の合同研修後、研修者自身が設定のテーマに基づき、自ら研修施設・機関等をアレンジして個別研修を行う。研修国は原則3ヶ国以内。 ②Bコース(1ヶ月) 5名以内 一人当り80万円以内(予定) ※アメリカ・シカゴでの2週間の合同研修後、当該国での社会福祉施設・機関での実習。	【助成対象】 民間社会福祉法人において、障害児・者の処遇等に従事しており、海外の施設等において先進的な課題を持ち、意欲的に挑戦する方。 ①Aコース(3ヶ月):実務経験3年以上で27歳～50歳未満、日常的な英会話能力及び専門知識を有し、勤務先法人代表者の推薦を得た方。 ②Bコース(1ヶ月):実務経験1年以上で20歳～40歳未満、日常的な英会話能力を有し、勤務先法人代表者の推薦を得た方。	平成24年6月1日～7月31日(必着)	清水基金所定の申込用紙及び添付書類を提出。 ※申込用紙の配布は4月下旬以降、返信用封筒(A4版、宛名記入、140円切手貼付)を同封の上、郵送にて請求するか、直接清水基金で受け取る。 ※用意する添付書類は申込用紙に記載有り。 ※選考方法:語学・小論文テスト(8月) 選考委員による面接(9月) ※助成決定時期 内定:平成24年9月 決定:平成25年1月末 HP (shimizu-kikin@muc.biglobe.ne.jp)
13	平成24年度心身障害児に関する調査・研究事業助成 公益財団法人神奈川心身障害児福祉基金財団 TEL&FAX:045(663)7028	原則1件20万円以内(千円未満切捨て) ※金額を調整する場合あり。	【目的】 心身障害児の福祉の増進を目的として実施する調査・研究事業に対して、その事業費の一部を助成することにより、心身障害児の福祉の向上を図る。 【対象事業】 民間の社会福祉施設、団体、研究グループ・サークル等が行う心身障害児の福祉の向上を図るための調査・研究事業。 【対象期間】 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	平成24年5月1日(火)～平成24年5月31日(木)消印有効	所定の申請書類に必要事項を記入し、郵便にて送付。 申請書類は、心身障害児に関する調査・研究事業助成申請書(様式1)、事業計画書(様式2)、収支予算書(様式21)、助成金受領に関する依頼書(様式23) ※封筒の表面に「調査研究申請書在中」と朱書きする。 ※各事業の申請書は下記ホームページ上からダウンロードできます (http://www6.ocn.ne.jp/~kshofuku/)
14	平成24年度心身障害児に関する先駆的事业助成 公益財団法人神奈川心身障害児福祉基金財団 TEL&FAX:045(663)7028	原則1件6万円以内(千円未満切捨て) ※金額を調整する場合あり。	【目的】 心身障害児の福祉の増進を目的として実施する先駆的事业に対して、その事業費の一部を助成することにより、心身障害児の福祉の向上を図る。 【対象事業】 神奈川県内の団体が行う心身障害児の福祉の向上を図るための先駆的事业。年間を通じて活動する事業(月に1回程度以上の活動があること)。勉強会、イベント等で短期の事業の場合は、その内容による。 【対象期間】 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	平成24年5月1日(火)～平成24年5月31日(木)消印有効	所定の申請書類に必要事項を記入し、郵便にて送付。 申請書類は、心身障害児に関する先駆的事业助成申請書(様式5)、事業計画書(様式6)、収支予算書(様式21)、助成金受領に関する依頼書(様式23) ※封筒の表面に「先駆的申請書在中」と朱書きする。 ※各事業の申請書は下記ホームページ上からダウンロードできます (http://www6.ocn.ne.jp/~kshofuku/)
15	平成24年度障害児放課後支援事業助成 公益財団法人神奈川心身障害児福祉基金財団 TEL&FAX:045(663)7028	原則、事業費総額の4分の3(千円未満切捨て)の範囲内で、以下に定める額を上限とする。ただし、事業の日数や規模などにより財団において金額を調整する場合あり。 ひと月の日数／人数／上限額 【2日(隔週1日)】5～9人:12万円、10～14人:18万円、15人以上:24万円 【4日(週1日)】5～9人:24万円、10～14人:36万円、15人以上:48万円 【8日(週2日)】5～9人:48万円、10～14人:60万円、15人以上:72万円 【12日(週3日)】5～9人:72万円、10～14人:84万円、15人以上:96万円 【16日(週4日)以上】5～9人:96万円、10～14人:108万円、15人以上:120万円	【目的】 障害のある児童・生徒が放課後等に活動する場を確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援や障害児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的とする。 【対象事業】 助成の対象とする事業及び経費は以下の通り。(ただし、国、都道府県、市町村事業の対象となるものを除く) ①実施主体:心身障害児の福祉の向上を図る民間団体 ②対象者:神奈川県内の小・中・高等学校、特別支援学校に在学する障害児で、放課後や長期休業中の閉校日において活動の場が必要な児童・生徒。 ③内容:活動に必要なスペースを確保し、対象児童等を預かり日常的な活動を行うもの。 ※月に2回以上実施し、利用者が5人程度以上いること。 【対象経費】 ボランティア・講師謝礼、指導員の賃金、家賃・会場使用料、備品購入費に、建物修繕費、その他公益財団法人神奈川心身障害児福祉基金財団の理事長が特に認めた経費。食事代、おやつ代は自己負担。 【対象期間】 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	平成24年5月1日(火)～平成24年5月31日(木)消印有効	所定の申請書類に必要事項を記入し、郵便にて送付。 申請書類は、障害児放課後支援事業助成申請書(様式9)、事業計画書(様式10)(事業詳細がわかる資料、要綱等を添付)、収支予算書(様式21)(収支予算がわかるものなら別様式でも可)、助成金受領に関する依頼書(様式23) ※封筒の表面に「放課後支援申請書在中」と朱書きする。 ※各事業の申請書は下記ホームページ上からダウンロードできます (http://www6.ocn.ne.jp/~kshofuku/)
16	平成24年度(第38回)丸紅基金社会福祉助成 社会福祉法人 丸紅基金 TEL:03(3282)7591、7592 FAX:03(3282)9541	助成金総額1億円を目処とし、50件以上の助成を行う。 助成申込金額は限定しないが、1件当りの助成金額は、原則200万円を上限とする。 申込は1団体1件に限る。	【目的】 当基金は、国民福祉の向上に資することを目的とし、社会福祉事業に対する助成を行うために設立。 【助成対象】 社会福祉事業(福祉施設の運営、福祉活動など)を行う民間の団体が企画する事業案件で、以下の条件のもの ①申込者(実施主体)は、原則として非営利の法人。 ※法人でない場合でも3年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている団体は対象。 ②明確な目的を持ち、実施主体、内容、期間が明らかである。 ③助成決定から1年以内に実施完了予定のもの。 ※平成24年11月～平成25年10月末までの実施事業が対象 ④一般的な経費不足の補填でないこと。 ⑤申込案件に、国や地方公共団体の公的補助がない、また他の民間機関からの助成と重複しない。	平成24年4月16日(月)～5月31日(木)消印有効	所定の申込用紙に必要事項を記入し、添付書類と共に送付。 (添付書類)①定款(任意団体の場合は、規約等の内部規定) ②役員名簿(住所、氏名、年令の記載があるもの) ③団体及び対象施設の決算書(収支計算書、貸借対照表) ④対象事業に要する費用の根拠書面(見積書、購入商品のパンフレット等の抜粋・写し等) ⑤団体・施設の案内書(最近の活動状況の刊行物があれば添付) ⑥本部及び申込対象施設の所在地地図 ⑦法人格の団体は登記簿謄本の写し 申込書用紙などは、ホームページからダウンロードするか、FAX、ハガキ、Eメールにて、「郵便番号と住所、団体名、担当者名、電話番号、FAX番号」を明記し、請求ください。 (http://www.marubeni.or.jp/) Eメール(mkikin@marubeni.com)